

国民健康保険料の料率はどのように決まるの？（子ども分）

子育て世帯への給付等の施策に用いられる子ども・子育て支援金をまかなうための保険料として、県が決定した国民健康保険事業費納付金の一部を、皆様に子ども分としてご負担いただいています。ただし、18歳未満の被保険者は均等割額の全額が減額され、その減額にかかる金額は18歳以上均等割額として賦課されます。（名古屋市国民健康保険条例附則第18条の2に規定）

- ① 県が名古屋市分として決定した国民健康保険事業費納付金を名古屋市が負担します。

国民健康保険料事業費納付金(子ども分) 13億8,049万円

- ② 名古屋市が負担する事業費納付金から市繰入金等を除いた金額が、保険料総額となります。

保険料総額(18歳以上均等割加算前) 13億1,774万円	市繰入金等 6,275万円
----------------------------------	------------------

- ③ 保険料総額に 18歳未満被保険者の均等割軽減分に相当する金額(18歳以上均等割)を加えた金額を皆様に保険料としてご負担いただいています。

保険料総額(軽減後) 13億4,953万円	3,179 万円
--------------------------	-------------

- ④ 保険料総額(③で加えた金額を除く)の50/100を所得割総額とし、50/100を均等割総額とします。③で加えた金額は18歳以上均等割額として、18歳以上の被保険者の皆様にご負担いただいています。

所得割総額 50/100	均等割総額 50/100	18歳以上 均等割 総額
-----------------	-----------------	--------------------

$$\text{所得割料率} = \frac{6\text{億}5,887\text{万円(所得割総額)}}{2,444\text{億}2,394\text{万円(令和7年中被保険者所得総額)}} = 0.0026 \quad (\text{小数点4位未満切捨})$$

$$\text{一人当たり均等割額} = \frac{6\text{億}5,887\text{万円(均等割総額)}}{372,000\text{人(令和8年度見込被保険者数)}} = 1,771\text{円} \quad (\text{1円未満切捨})$$

$$\text{一人当たり18歳以上均等割額} = \frac{3,179\text{万円(18歳以上均等割総額)}}{342,000\text{人(令和8年度見込18歳以上被保険者数)}} = 92\text{円} \quad (\text{1円未満切捨})$$

(所得割料率、均等割額以外の金額は1万円未満を四捨五入しています。)